

一宮市屋内プールの民設民営方式の検討に係る

民間事業者意向調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月

一 宮 市

第1 目的

一宮市屋内温水プール整備・運営事業（以下「本事業」という。）については、現存の一宮市温水プールは、鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造の建築物として、昭和58年12月24日竣工され、競泳用プール（25m×17m8コース）、児童用プール（13m×10m）、幼児用プール（10m×6m）、観覧席（114名）、及びスタジオルームの設備を要して、竣工後40年経過し、老朽化対策が喫緊の課題となっている。

また、61校（小学校42校、中学校19校）ある本市立小中学校においては、シン学校プロジェクトと称して、老朽化した学校施設の改築等（統廃合、他の施設との複合化や通学区域の再編を含む。）を順次進めていく。学校プールにおいても老朽化が著しく、子どもたちに良質な水泳環境を維持することと共に、施設管理運営コストや教職員への負担軽減が急務な状況を踏まえ、学校プールの在り方についても今後検討していく必要がある。

本事業においては、官民連携手法における代表的な方式（PFI方式など）にとらわれることなく、当施設用地（市有地）を貸し付けるなどの条件を付し、民設民営による整備を基本方式として、学校のプール授業、市民プールの活用ほか、事業者独自の事業を提案してもらいながら、民間事業者らしい取組みを実施して、施設利用者が満足できる施設運営を目指したい。

本業務は、そのための民間事業者の意向調査を行うことを目的とする。

第2 業務概要

1 業務名

一宮市屋内プールの民設民営方式の検討に係る民間事業者意向調査業務

2 業務内容

別添仕様書のとおりとする。

第3 事務局

本業務のプロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において所掌する。

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所本庁舎9階 活力創造部スポーツ課 施設グループ

担当者名：杉山・中嶋

電話：0586-85-7079（スポーツ課施設グループ直通）

e-mail：sport@city.ichinomiya.lg.jp

第4 提案上限額

本業務にかかる委託金額の上限は下記のとおりとする。

委託金額の上限 3,300,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、応募段階での見積金額が前述の上限金額を超える提案については、その段階で失格となる。

第5 履行期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

第6 参加資格

本業務への参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たしている単独企業であること。

ア 令和6・7年度の入札参加資格審査申請に基づき作成された一宮市競争入札参加資格者名簿（物品等、分類：03役務の提供等・07調査委託）に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

ウ 本プロポーザルの公告の日から契約の相手方の特定までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成13年4月1日制定）に基づく指名停止を、又は、入札参加保留の措置及び一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書（平成24年12月18付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者

エ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始の決定を受けているものを除く。

オ 業務実績等に関する要件

令和6年4月1日時点において、令和元年度以降に、以下に示す同種業務（再委託による業務は除く。）の受注実績が1件以上あること。

○同種業務：PFIに係る導入可能性調査に関する業務

第7 選定方法

- (1) 受託事業者は、一宮市屋内プールの民設民営方式の検討に係る民間事業者意向調査業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき、一宮市長が決定する。
- (2) 参加資格要件に基づき、参加資格審査を事務局により実施する。
- (3) 提案審査は、参加資格要件を満たした提案可能者から提出された提案書に対し、審査評価基準の評価項目の評価得点が最も高い者を優先交渉権候補者として選定する。なお、評価得点が最も高い者が複数存在する場合、審査委員会の多数決により選定する。また、プレゼンテーションは実施しない。
- (4) 優先交渉権候補者は、業務委託契約書（以下「契約書」という。）の作成に関する諸条件について、一宮市と詳細協議を進める。
- (5) 優先交渉権候補者は、一宮市と詳細協議を行い、協議が成立した場合には受託事業

者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権候補者が失格した場合は、次点交渉権候補者と順次交渉を行い、契約を締結することとする。

第8 実施スケジュール

項目	期日・期間等
プロポーザルの実施及び参加申込の公告	令和6年3月29日（金）
参加申請書の受付	令和6年4月5日（金）から 令和6年4月12日（金）午前11時まで
参加資格の確認結果通知	令和6年4月15日（月）
実施要領、企画提案書作成等に関する質問の受付	令和6年4月5日（金）から 令和6年4月17日（水）午後3時まで
質問書の回答	令和6年4月19日（金）
企画提案書の受付	参加資格の確認結果通知の到達日から 令和6年4月24日（水）午後3時まで
審査結果通知	令和6年5月2日（木）
契約締結	令和6年5月中旬

第9 参加申請書の提出

（1）参加申請書の受付

- ①受付期間 令和6年4月5日（金）から令和6年4月12日（金）午前11時まで
（上記期間のうち窓口へ持参する場合は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、平日の正午から午後1時までの間、並びに、土・日は除く。）
- ②提出方法 窓口への持参又は郵送（必着）とする。なお、一度提出した書類の返却、差替えには応じない。
- ③提出先 一宮市役所本庁舎9階 活力創造部スポーツ課 施設グループ
電 話： 0586-85-7079（スポーツ課施設グループ直通）
- ④提出書類 参加申請書（様式第1号）を正本として1部提出すること。

（2）参加資格の通知

参加申請者から提出された参加申請書を「第6 参加資格」により確認し、その結果を参加資格確認結果通知書（様式第3号）にて参加申請書類提出者全員に通知する。

第10 質問書の提出

（1）実施要領、企画提案書作成等に関する質問の受付

- ①受付期間 令和6年4月5日（金）から令和6年4月17日（水）午後3時まで

②提出方法 質問書（様式第4号）に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は、「一宮市屋内プールの民設民営方式の検討に係る民間事業者意向調査業務 質問書送付」と記載すること。

なお、メール到着確認を、電話にて行うこと。

③提出先 一宮市役所本庁舎9階 活力創造部スポーツ課 施設グループ

e-mail： sport@city.ichinomiya.lg.jp

電 話： 0586-85-7079（スポーツ課施設グループ直通）

（2）実施要領、企画提案書作成等に関する質問の回答

①回答日 令和6年4月19日（金）

②回答方法 質問に対する回答は、質問者及び参加資格者に対し電子メールにて回答する。

第11 企画提案書の提出

（1）企画提案書の受付

①受付期間及び時間

参加資格の確認結果通知の到達日から令和6年4月24日（水）午後3時まで（上記期間のうち窓口へ持参する場合は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、平日の正午から午後1時までの間、並びに、土・日は除く。）

②提出方法

窓口への持参又は郵送（必着）とする。なお、一度提出した書類の返却、差替えには応じない。

③提出先

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所本庁舎9階 活力創造部スポーツ課 施設グループ

e-mail： sport@city.ichinomiya.lg.jp

電 話： 0586-85-7079（スポーツ課施設グループ直通）

④提出書類

下記書類を、様式ごとにインデックスとページ番号を付け、1部ごとにA4判フラット紙ファイルに綴じることとし、正本として1部、副本として12部を提出すること。用紙については全てA4サイズとする。ただし、図面等についてはA3サイズも可能とするがA4サイズに折ること。また文字サイズは10.5ポイント以上とする。

ア 企画提案書提出書及び誓約書（様式第5号）※表紙

企画提案書

任意様式とするが、A4縦置き横書き左綴じとする。ページ数は全章含めて5

ページ（A4換算）以内とする。（表紙・目次はページ数に含まない）

イ 企業の同種・類似業務実績調書（様式第6号）※6件まで

○同種業務：「第6 参加資格 オ」の記載の通り。

○類似業務：PPP/PFIに係る業務（同種業務を除く）、又は公共スポーツ施設に係る業務（計画策定、調査業務、アドバイザー等）

ウ 業務実施体制（様式第7号）※A4×2枚まで

他社に当該業務の一部を再委託する場合、再委託先又は協力先、その他具体内容を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

エ 事業スケジュール（A3任意書式）※1枚まで

オ 予定管理技術者及び予定担当技術者の経験・実績調書（様式第8号）

※A4×1枚まで

カ 予定担当技術者の経験・実績調書（様式第9号）※各人A4×1枚まで

キ 参考見積書

任意様式とするが、積算内訳を明示し（消費税抜き）、見積金額は消費税を含む金額とする。

※上記以外の添付書類は不可とする。

第12 提案内容の審査

提案内容の審査は、一宮市活力創造部スポーツ課に設置する審査委員会が行う。なお、審査結果の異議申し立てについては一切受け付けないため、このことを了承した上でプロポーザルに参加をすること。

1 審査の結果

提案内容審査における選考結果は、当該事業者全員に書面通知（様式第10号）をもって連絡する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申し立ては、受け付けない。

2 審査の方法（合計100点）

- (1) 業務実績（配点20点）
- (2) 業務実施体制（実施体制・配置予定者・スケジュール）（配点20点）
- (3) 事業に関する理解度（配点25点）
- (4) 企画内容（配点30点）
- (5) 経済性（配点5点）

■提案に対する評価基準

分野	評価項目	配点	評価の視点
実績	業務実績	20点	①業務を確実かつ円滑に実施できる経験・ノウハウを十分に有しているか。 ②PFIのほか、PFI以外の幅広い公民連携手法についても業務実績があるか。 ③公共屋内プールに係る業務実績があるか。
体制	業務実施体制 (実施体制・ 配置予定者・ スケジュール)	20点	①業務を円滑に実施できる体制となっているか ②市との協議・打合せ体制について、優れた提案がなされているか(至急の対応含む) ③民間企業の経営に係る知見・理解、ファイナンスに係る知見があるか ④PPP/PFI業務に精通した担当者が配置されているか
理解	事業に関する 理解度	25点	①本調査の前提条件に対して正しく理解しているか。 ②公共プールの役割・必要性について理解されているか
企画 内容	企画内容	30点	①仕様内容に沿って適切な企画がなされているか
経済性	提案見積金額	5点	①提案見積金額は適切な内容となっているか ②費用対効果はあるか

第13 失格要件

提案書を提出してから契約を締結するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (2) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合

第14 応募に関する留意事項、その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (2) 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。
- (3) 応募事業者から実施要領に基づき一度提出された書類は、差替え等はいできないものとし、またその理由の如何に関わらず提案書の返却はしない。
- (4) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査

を行うことがある。

- (5) 一宮市個人情報保護法施行条例、一宮市物品等会計規則をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。
- (6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

以上